庄原市新規就農者総合支援事業実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、本市で新たに農業専業経営を行うことを目的として、市内の農家等で営農研修を行う者又は営農を開始する者に予算の範囲内において奨励金及び補助金(以下「補助金等」という。)を交付することにより、農業後継者の育成を推進するため、当該補助金等の交付に関し、庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
  - (1) 農業専業経営 農地を20アール以上所有し、又は借り受け年間150日以上 農作業に従事し、農業を主として生活することができる経営をいう。
  - (2) 農家等 市が指定する先進的営農技術を有する専業農家、農業生産法人及 び広島県立農業技術大学校をいう。
  - (3) 営農研修 前号に掲げる研修施設において、週5日以上の農作物栽培技術、 家畜飼養技術及び農業経営を行うための経理技術の習得をいう。

(補助の対象者等)

第3条 補助の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する個人又は法人で、補助の対象となる事業、経費及び補助率(額)は別表のとおりとする。

(交付の申請手続)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする対象者は、交付申請書(様式第1号)に、 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)並びにその他市長が必 要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(審査会)

- 第5条 市長は、補助金交付の適正及び公平を期すため、新規就農者総合支援事業 審査会(以下「審査会」という。)を設置し、申請内容を審査するものとする。 (交付決定)
- 第6条 市長は第4条に定める申請書を受理したときは、審査会で審査し、適当と

認めたときは、交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査会で審査し、補助金の交付対象とならないと認めたときは、不採 択決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 規則第6条第2項に規定する「指示又は条件」は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (3) 補助事業は、予定の期間内に完了させ、速やかに市長の完了検査を受けること。

(申請の取下げ)

- 第8条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた個人又は法人 (以下「補助団体等」という。)は、決定通知に係る補助金の交付決定の内容又 はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に 申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付 決定は、なかったものとみなす。

(届出の義務)

第9条 補助団体等は、事業着手と同時に着手届を、完成と同時に完成届を市長に 提出しなければならない。

(事業計画の変更)

- 第10条 規則第10条第1項の規定による事業計画変更の承認申請は、別表の重要変 更欄に掲げる変更の場合に行うものとする。
- 2 前項の規定により、事業計画の変更の承認を受けようとするときは、計画変更 承認申請書に計画変更計画書(様式第6号)及び収支予算の変更を伴うものにあ っては、収支予算書(様式第3号)を添えて市長に提出するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその

決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取消すことができるのは、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合とする。

(状況報告)

第12条 市長は必要に応じ、補助事業の遂行状況に関し、状況報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第13条 補助団体等は、補助事業等が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業実績報告書(様式第7号)に収支決算書(様式第3号) その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前項に定める書類の提出期限は、当該事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して、30日を経過した日又は当該補助金の交付決定があった日の属する市の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体等に通知するものとする。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

(交付の請求)

第15条 補助団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める 日までに交付請求書(様式第8号)により市長に請求しなければならない。

(補助金の概算請求)

第16条 規則第14条第1項ただし書により概算払を受けようとする補助団体等は、概算請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第17条 規則第15条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、別に特別の定めがない限り、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(財産の処分制限)

- 第18条 補助金の交付を受けた補助団体等は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産で次に掲げるものを市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、この限りではない。
  - (1) 不動産及びその従物
  - (2) 機械及び重要な器具で、市長が指定するもの
  - (3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めて指定するもの
- 2 前項に定める財産の処分の制限をする期間並びに処分を制限する財産は、減価 償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められてい る期間及び財産とし、同省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補 助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の庄原市農業後継者育成事業奨励金 交付要綱(平成21年庄原市告示第33号)の規定により交付決定されたものについ ては、廃止前の規定は、なおその効力を有する。

## 別表 (第3条、第10条関係)

		37.10 不 因											
番									重	要な	変	更	_
	事業名	対象経費	補	助≊	മ	(額	( )	経	費	配分	事	業 変	1.7
号								の	変〕	更	更		
1	青年就農給	新 規 就 農·経 営 継 承 総 合 支 援 事 業	広	島	県	農	業	同	左		同力	左	
	付 金 事 業	実施要綱(平成24年4月6日付け	振	興	対	策	事						
	(経営開始	23経営第3543号農林水産事務次	業	費	補	助	金						
	型 )	官依命通知)及び広島県農業振興	等	交	付	要	綱						
		対策事業費補助金等交付要綱(昭	に	準で	<b>デ</b> る	) <sub>0</sub>							
		和 56年 12月 15日制 定 ) に 基 づき 実											
		施される事業に要する経費											
2	新規就農者	市内指定農家等で行う研修に要	定	額	( 7	万	円						
	育成事業奨	する経費を助成(ただし、研修期	/	月)									
	励金(準備	間は2年以内)											
	型 )	1 対象者											
		新規就農希望者(ただし、原											
		則45歳未満の個人)											
		2 交付要件											
		(1) 国の同種の助成等を受											
		けていないこと。											
		(2)研修終了後1年以内に市											
		内で就農若しくは市内農業											
		生産法人に就職し、2年以上											
		継続すること。											
3	新規就農者	独立・自営就農及び親元就農後3	定	額	( 7	万	円						
	育成事業奨	年以内の者に対し助成	/	月)									
	励金(経営	1 対象者											
	開始型)	新規就農者(ただし、原則45											
		歳未満の個人)											

		2 交付要件		
		(1) 国の同種の助成等を受		
		けていないこと。		
		(2) 青年等就農計画への位		
		置づけがされていること。		
		(3) 市が行う営農研修等に		
		参加すること。		
4	経営体育成	経営体育成支援事業実施要綱(平	経営体育成同左	同左
	支 援 事 業	成23年4月1日付け22経営第	支援事業実	
	(新規就農	7296号農林水産事務次官依命通	施要綱及び	
	者補助事	知)及び経営体育成支援事業実施	経営体育成	
	業)	 要領 (平成23年4月1日付け22	支援事業実	
		経営第7297号農林水産事務次官	施要領に準	
		依命通知)に基づき実施される事	ずる。	
		業に要する経費		
5	新規就農施	農業経営を開始するのに必要と	対象経費の	
	設等整備補	なる施設・機械等の購入に必要な	1 / 2 以内	
	助金	経費を補助	ただし、対象	
		1 対象者	経費の上限	
		認定新規就農者	額 は 10,000	
		2 交付要件	千円	
		就農後3年以内であること。		
6	新規就農定	専門技術の習得、先進農業研修に	対象経費の	
	着支援補助	要する経費を補助	1 / 2 以内	
	金	1 対象者	ただし、5年	
		認定農業者(ただし、原則45	間通算の補	
		歳未満の個人)	助上限額は	
		2 交付要件	500千円以内	
		農業専業経営を市内で新規		

に開始し、5年以内の者

## 備考

- (1) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号) 第14条の4第1項の規定に基づく青年等就農計画を作成し、これを市長に提 出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けた者とする。
- (2) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12 条に定める農業経営改善計画を作成し、これを市長に提出して、当該農業経 営計画が適当である旨の認定を受けた者とする。
- (3) 国県の補助事業等で特別の定めのある場合を除き、補助金の合計額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切捨てとする。